

(5) 後期高齢者医療特別会計

(1) 対象者

- 75 歳以上の方
- 65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいのある方

(2) 被保険者数（令和 3 年 4 月 1 日現在見込数）

- 8,842 人

(3) 保険料

・均等割額 52,048 円、所得割率 10.98%、賦課限度額 64 万円

○ 令和 3 年度の保険料における変更点

1 均等割軽減の判定基準の見直し

平成 30 年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除が 10 万円引き下げになるとともに基礎控除が 10 万円引き上げられることに伴い、均等割軽減の判定に影響が生じないように判定基準が見直される。

2 均等割軽減の特例の廃止

国庫補助が廃止されたことに伴い、均等割軽減の特例である 7.75 割軽減の区分が廃止される。

(4) 被保険者の一部負担割合

- 1 割負担（現役並み所得者は 3 割負担）

(5) 制度の運営財源（高齢者負担率の調整有り）

- 公費 5 割（国 4：道 1：市 1）
- 支援金 4 割（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）
- 保険料 1 割（被保険者保険料）

(6) 運営主体

- 北海道後期高齢者医療広域連合（道内全ての市町村で構成）
 - ・被保険者の資格管理や被保険者証等の発行
 - ・保険料の賦課決定
 - ・医療給付に関する事務 など
- 登別市
 - ・資格管理、医療給付に関する申請や各種届出の受付などの窓口業務
 - ・保険料の徴収
 - ・被保険者証等の交付 など